

中小企業倒産防止共済制度の見直しの状況等について

平成 29 年 12 月
中小企業庁

1. 中小企業倒産防止共済法の改正について

(1) 共済事由に「でんさい（電子記録債権）」の取引停止処分を追加（法第 2 条第 2 項関係）

中小企業倒産防止共済制度においては、「中小企業倒産防止共済制度の今後のあり方について（平成 29 年 3 月 1 日 中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会共済小委員会）」を受けて、共済事由に「でんさい（電子記録債権）」の取引停止処分を追加する。

(2) 契約解除の特例規定の追加（法第 7 条第 2 項第 1 号関係）

現行制度では、理由の如何を問わず、共済契約者が 12 ヶ月分以上の掛金の納付を怠ったときには、独立行政法人中小企業基盤整備機構は契約を解除しなければならないと規定されている。

一方、小規模企業共済制度においては、平成 27 年度に法令改正を行い、災害等の「共済契約者がその責めに帰することができない事由により掛金を納付することができなかった」場合については、契約解除の適用を除外する特例規定を措置している。

こうした状況を踏まえ、中小企業倒産防止共済制度においても同様の措置を講ずることとする。

<参考1> 中小企業倒産防止共済制度における該当規定

■ 中小企業倒産防止共済法（昭和52年法律第84号）

（契約の解除）

第七条 機構は、次項に規定する場合を除いては、共済契約を解除することができない。

2 機構は、次に掲げる場合には、共済契約を解除しなければならない。

一 共済契約者が経済産業省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠ったとき。

二 共済契約者が偽りその他不正の行為によつて共済金若しくは一時貸付金の貸付け又は早期償還手当金、解約手当金若しくは完済手当金の支給を受け、又は受けようとしたとき。

3～5 略

■ 中小企業倒産防止共済法施行規則（昭和53年通商産業省令第6号）

（契約の解除理由となる掛金の未納月分）

第六条 法第七条第二項第一号の経済産業省令で定める一定の月分は、十二月分とする。

<参考2> 小規模企業共済制度における該当規定

■ 小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）

（契約の解除）

第七条 機構は、次項に規定する場合を除いては、共済契約を解除することができない。

2 機構は、次に掲げる場合には、共済契約を解除しなければならない。

一 共済契約者が経済産業省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠ったとき
（経済産業省令で定める正当な理由がある場合を除く。）。

二 共済契約者が偽りその他不正の行為によつて共済金等の支給を受け、又は受けようとしたとき。

3～5 略

■ 小規模企業共済法施行規則（昭和40年通商産業省令第50号）

（契約の解除理由となる掛金の未納月分等）

第五条 法第七条第二項第一号の経済産業省令で定める一定の月分は、十二月分とする。

2 法第七条第二項第一号の経済産業省令で定める正当な理由は、暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因（以下「災害」という。）等の共済契約者がその責めに帰することができない事由により掛金を納付することができなかつたこととする。

2. 中小企業倒産防止共済及び小規模企業共済の前納減額金制度に係る省令改正について

中小企業倒産防止共済及び小規模企業共済の前納減額金制度については、第9回共済小委員会（平成29年7月14日）のご議論を踏まえ、両共済の省令を改正した。

■ 中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令（平成29年8月21日官報抜粋）

○経済産業省令第六十二号
中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年八月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣 茂木 敏充

中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令
中小企業倒産防止共済法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考	改 正		改 正	
	後	前	後	前
附則 表中の「」の記載は注記である。 附則 表中の「」の記載は注記である。	(前納の場合の減額) 第三十七条 法第十五条第一項の規定により減額することができる額は、掛金月額 $\frac{1}{10}$ の〇・九に、その月前に係る月数（一月未満の端数がある場合においては一月に切り上げ、その月数が十二月を超える場合においては、十二月とする。）を乗じて得た額とする。	(前納の場合の減額) 第三十七条 法第十五条第一項の規定により減額することができる額は、掛金月額 $\frac{1}{10}$ の五に、その月前に係る月数（一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とし、その月数が十二月を超える場合においては、十二月とする。）を乗じて得た額とする。	(前納の場合の減額) 第三十七条 法第十五条第一項の規定により減額することができる額は、掛金月額 $\frac{1}{10}$ の五に、その月前に係る月数（一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とし、その月数が十二月を超える場合においては、十二月とする。）を乗じて得た額とする。	(前納の場合の減額) 第三十七条 法第十五条第一項の規定により減額することができる額は、掛金月額 $\frac{1}{10}$ の五に、その月前に係る月数（一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とし、その月数が十二月を超える場合においては、十二月とする。）を乗じて得た額とする。
	2 [略]	2 [略]	2 [略]	2 [略]

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、中小企業倒産防止共済法施行規則次条において「規則」という。第三十七条中「千分の五」を「千分の〇・九」に改める改正規定は、平成二十九年十一月一日から施行する。
（前納の場合の減額に関する経過措置）
第二条 規則第三十七条中「千分の五」を「千分の〇・九」に改める改正規定の施行の日の前日までにされる掛金の納付に係る中小企業倒産防止共済法第十五条第一項の規定により減額することができる額については、なお従前の例による。

■ 小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令（平成29年8月21日官報抜粋）

○経済産業省令第六十三号
小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年八月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣 茂木 敏充

小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令
小規模企業共済法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考	改 正		改 正	
	後	前	後	前
附則 表中の「」の記載は注記である。 附則 表中の「」の記載は注記である。	(前納の場合の減額) 第二十条 法第十八条の規定により減額することができる額は、掛金月額 $\frac{1}{10}$ の〇・九に、その月前に係る月数（一月未満の端数がある場合においては一月に切り上げ、その月数が十二月を超える場合においては、十二月とする。）を乗じて得た額とする。	(前納の場合の減額) 第二十条 法第十八条の規定により減額することができる額は、掛金月額 $\frac{1}{10}$ の〇・九に、その月前に係る月数（一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とし、その月数が十二月を超える場合においては、十二月とする。）を乗じて得た額とする。	(前納の場合の減額) 第二十条 法第十八条の規定により減額することができる額は、掛金月額 $\frac{1}{10}$ の〇・九に、その月前に係る月数（一月未満の端数がある場合においては一月に切り上げ、その月数が十二月を超える場合においては、十二月とする。）を乗じて得た額とする。	(前納の場合の減額) 第二十条 法第十八条の規定により減額することができる額は、掛金月額 $\frac{1}{10}$ の〇・九に、その月前に係る月数（一月未満の端数がある場合においては一月に切り上げ、その月数が十二月を超える場合においては、十二月とする。）を乗じて得た額とする。
	この省令は、公布の日から施行する。			